

主な二国間協議・現地調査の実施事例(平成 24 年度)

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
ベルギー産リーキ (残留農薬)	平成 22 年 1 月から協議開始。平成 24 年 9 月、ベルギー政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられ、その検証のため現地調査を実施。検査実績及びベルギー政府の原因究明及び改善報告を踏まえ、モニタリング検査の強化を解除。	平成 24 年 9 月
タイ産ベビーコーン (赤痢菌)	平成 20 年 8 月から協議開始。平成 24 年 11 月、タイ政府において違反事例に係る残留農薬管理対策が講じられ、その検証のため現地調査を実施。適切に改善が図れた旨を確認したことから通常の監視体制とした。	平成 24 年 11 月
オーストラリア産かんきつ類 (残留農薬)	平成 23 年 11 月から協議開始。平成 24 年 12 月、日本のクロルピリホス、エポキシコナゾール、イマザリル及びチアベンダゾールの試験法を情報提供。協議継続中。	—
インド産養殖えび (エトキシキン、フラゾリドン)	平成 24 年 8 月、検査命令の項目にエトキシキンを追加。11 月から協議開始。エトキシキン及びフラゾリドンの管理について協議継続中。	—
韓国産二枚貝 (ノロウイルス)	平成 24 年 7 月から協議開始。韓国政府による衛生管理対策が講じられたため、平成 25 年 7 月輸入の自粛を解除。協議継続中。	—
カナダ産牛肉 (BSE)	平成 24 年 10 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入条件を見直すため、カナダと協議を行い、新たな対日輸出プログラムの実施準備状況について、輸入条件見直しの前に現地調査を行った。	平成 24 年 12 月
米国産牛肉 (BSE)	平成 24 年 10 月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入条件を見直すため、アメリカと協議を行い、新たな対日輸出プログラムの実施準備状況について、輸入条件見直しの前に現地調査を行った。	平成 24 年 12 月

対象品目 (検査命令項目等)	二国間協議	現地調査等 実施年月
オランダ産牛肉 (BSE)	平成24年10月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、オランダと協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、現地調査を行った。	平成 25 年 1 月
フランス産牛肉 (BSE)	平成24年10月の食品安全委員会による食品健康影響評価に基づき、その範囲内で輸入を解禁するため、フランスと協議を行い、対日輸出プログラムの実施準備状況について、現地調査を行った。	平成 25 年 1 月
オーストラリア産二枚貝 (麻痺性貝毒)	平成 24 年 10 月から協議開始。平成 25 年 2 月、オーストラリア政府において違反事例に係る管理対策が講じられ、その検証のため現地調査を実施した。協議継続中。	平成 25 年2月
米国産とうもろこし (アフラトキシン)	平成 25 年2月から協議開始。継続協議中。	—